

## 藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若年者及び低所得者の婚姻に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策を強化するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までにそれぞれの年齢が39歳以下で婚姻した夫婦をいう。
- (2) 世帯所得 直近の所得・課税証明書に基づき、夫婦の所得を合算した金額（夫婦の両方又は一方に貸与型奨学金の返済があるときは、当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額）をいう。
- (3) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす新婚世帯とする。

- (1) 藤枝市内に同居していること。
- (2) 居住している住宅が夫婦の共有又はどちらか一方の所有（賃貸物件にあっては契約者）であること。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。
- (3) 前号の居住地に補助金の交付を受けた日から1年以上生活する意思があること。
- (4) 世帯所得が500万円未満の新婚世帯であること。ただし、世帯所得が400万円以上の新婚世帯については、夫婦又はそのどちらか一方が婚姻を機に藤枝市外から転入していること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去に夫婦の双方又は一方が藤枝市新婚生活サポート補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 納期限が到来している藤枝市税の滞納がないこと。
- (8) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講

座等を受講していること。

(対象期間)

第4条 補助金の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、新婚世帯が対象期間中に支出した、次に掲げる経費とする。

(1) 住居費 購入費、賃料(対象期間内に生じたものに限る。)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料(以下「賃料等」という。)をいう。この場合において、賃貸借契約に要する費用は、新婚世帯の勤務先から住宅手当その他これに類する金員が支給されているときは、その支給された金額を控除した額とする。

(2) 引越費用 引越業者等に支払った費用をいう。

2 賃貸借契約に係る住居費は、新婚世帯の勤務先から住宅手当その他これに類する金員が支給されているときは、その金額を控除した額とする。

(補助額等)

第6条 補助金の額は、10分の10以内とし、次に掲げる額を上限とする。

(1) 世帯所得が400万円未満の新婚世帯 別表第1のとおりとする。

(2) 世帯所得が400万円以上500万円未満の新婚世帯 別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本

(2) 夫婦それぞれの直近の所得・課税証明書

(3) 住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し(住居を取得した場合に限る。)

(4) 住居の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居を賃借した場合に限る。)

(5) 住宅手当支給証明書(第2号様式)(住居を賃借した給与所得者に限る。)

(6) 引越しに係る領収書の写し(引越費用を申請する場合に限る。)

- (7) 離職票若しくは離職したことを証する書類又はその写し及び申請の時点において無職であることを証する書類（婚姻を機に離職した者がいる場合に限る。）
- (8) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する場合に限る。）
- (9) 住民票の写し（世帯全員分、続柄・本籍の記載があるもの）
- (10) 藤枝市税の完納証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (11) 第3条第8号に掲げる講座等の受講を証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。  
（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、申請者に報告及び書類の提出を求めることができるものとする。  
（請求及び交付）

第10条 申請者は、第6条の決定を受けたときは、速やかに請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、確定払により補助金を交付するものとする。  
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条に規定する補助金の請求及び交付については、同日後も、この告示は、なおその効力を有する。

別表第 1

年齢（※）	藤枝市在住又は藤枝市への転入	補助額の上限
29歳以下	夫婦が令和2年12月31日前から在住	60万円
	夫婦の一方が藤枝市に転入	70万円
	夫婦で藤枝市に転入	80万円
39歳以下	夫婦が令和2年12月31日前から在住	30万円
	夫婦の一方が藤枝市に転入	40万円
	夫婦で藤枝市に転入	50万円

※ 夫婦2人のいずれもが対象年齢以下であること。

別表第 2

藤枝市への転入	補助額の上限
夫婦の一方が藤枝市に転入	15万円
夫婦で藤枝市に転入	30万円

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

### 藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書

藤枝市新婚生活サポート補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻した日		年 月 日	
2 新居に住民票をおいた日		夫： 年 月 日	妻： 年 月 日
3 事業内訳  (支払済の経費 に限ります。)	住居費 (購入)	契約日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約期間の起算日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
		その他費用 (E) ※	円
	引越し	費 用 (F)	円
合計 (A + D + E + F)		円	
4 公的制度による家賃補助	<input type="checkbox"/> 私及び配偶者は、他の公的制度による家賃補助を受給していません。		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得・課税証明書 (夫婦 2 人分) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 売買契約書若しくは工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住居費の領収書等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (給与所得者分) <input type="checkbox"/> 引越費用の領収証等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し (続柄・本籍入) <input type="checkbox"/> 藤枝市税完納証明書 <input type="checkbox"/> 第 3 条第 8 号に掲げる講座等の受講を証する書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
補助申請額		円	

私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（婚姻届を含む）、住民票、所得及び市税の納付状況について藤枝市役所関係各課に照会することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

印

配偶者氏名

印

※ 敷金、礼金（保証金等）、共益費、仲介手数料

藤枝市長 宛

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

電話番号

## 住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

### 記

#### 1 対象者

住所	
氏名	

#### 2 住宅手当支給状況（ 年 月分～）

(1) 支給している 月額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 支給していない

#### 注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第 号  
年 月 日

申請者 様

藤枝市長

藤枝市新婚生活サポート補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった藤枝市新婚生活サポート事業費の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱を遵守すること。



年 月 日

藤枝市長

宛

住 所

氏 名

印

電話番号

### 藤枝市新婚生活サポート補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市新婚生活サポート補助金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

#### 口座振替先金融機関名

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) .....		

※ 口座名義については、必ず請求者氏名と一致すること。